

# 平成 30 年度 学内研究助成金 研究報告書

研究種目	<input type="checkbox"/> 奨励研究助成金	<input checked="" type="checkbox"/> 研究成果刊行助成金
	<input type="checkbox"/> 21世紀研究開発奨励金 (共同研究助成金)	<input type="checkbox"/> 21世紀教育開発奨励金 (教育推進研究助成金)
研究課題名	労働者のメンタルヘルス情報と法 ～情報取扱い前提条件整備義務の構想～	
研究者所属・氏名	研究代表者：三柴 丈典 共同研究者：	

## 1. 研究目的・内容

本書では、個人情報の中でも、秘匿性と取扱いの必要性が共に高く、実務上も取扱いの如何について関係者を悩ませているメンタルヘルス情報を対象に、関係法規や法理を丹念に整理したうえで、法的に適正かつ関係者の利益に適う取扱い法理を探求し、もって、このテーマにかかる法（理論）学のほか、司法や企業の実務への貢献を図ると共に、他の個人情報の取扱い法理を形成する際の参考に供することとした。正当かつ妥当な法理形成は、健康管理にも貢献する。

## 2. 研究経過及び成果

先ず1～2章で、このテーマにかかる構造的な問題を指摘したうえで、それを止揚するための法理論の仮説（使用者に労働者らが自身の情報の取扱いに同意し易い前提条件の整備義務を課すと共に、それを果たす限り、条件に応じて段階的に、メンタルヘルス情報の取扱いを正当化ないし義務化する考え方）を示し、3～5章でその論証を図った。

より具体的には、先ず3章で関係法規や法理のエッセンスを整理し、それらが一定条件下で事業者による労働者の同意なきメンタルヘルス情報の取扱いを正当化していることを示した。そのうえで、4章では、行政のガイドライン等もそうした取扱いを正当と認識したうえで、その要件の詳細を示していることを明らかにした。すなわち、先ず行政のガイドライン等が法の履行支援と共にその解釈の役割を担って来たことを示したうえで、3種類の情報の取扱い区分（「情報の取得」、「保管・利用」、「第三者提供」）ごとに、当該ガイドラインの示唆を整理分析した。「情報の取得」においては、本人同意を得ずに事業者が行うメンタルヘルス情報の取得の可否と可とされる場合の要件、「保管・利用」においては、同じく健康管理目的で収集したメンタルヘルス情報の人事労務管理目的への転用の可否と可とされる場合の要件、「第三者提供」においては、同じく事業者が取得したメンタルヘルス情報の第三者提供（特に企業外部の産業保健従事者や医療者、家族への提供）の可否と可とされる場合の要件の解明を図った。そのうえで、それらと判例学説との整合性を確認した。

5章では、以上の作業を踏まえて、上記仮説の正当性の論証を図った。

本書は、以下の内容で、法律文化社より、2018年6月20日に発刊された。

### （発行部数、頁数、版型、市販単価、和欧の別等）

発行部数： 600部

頁数： 301頁（本文294頁+はしがき・目次7頁）

版型： A5

市販単価： 6200円+税

和欧の別： 和

ISBN： 978-4-589-03945-3

本研究成果を踏まえ、厚生労働省での「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い」に関する検討会等に参画し、法改正、指針、手引きの策定に関与した。

また、近く、NBL（商事法務研究会）に、この論題について、岡村久通弁護士と三柴との対談記事が掲載される予定である。

### 3. 本研究と関連した今後の研究計画

現在、職場のメンタルヘルスと法に関する英字学術書の出版に向けた取り組みを継続している。

日本人による文系領域での学際、国際的な法制度研究が出版化された例はほとんどなく、ハーダルは高いが、複数の編集者の関心を得るところまでは来ており、何とか成功させたいと期している。

その他、産業医学ジャーナルで「産業保健と法」というテーマで連載を継続しており、一定のボリュームに達したところで、産業保健法学という領域の体系化を目指した著書を出版する予定である。また、来年には、産業保健法学会を新設する予定で準備を進めている。

### 4. 成果の発表等

発表機関名	種類(著書・雑誌・口頭)	発表年月日(予定を含む)
法律文化社(『労働者のメンタルヘルス情報と法』)	著書	2018年6月20日